

○最上町若者定住促進住宅取得支援補助金交付要綱

平成 28 年 4 月 1 日

訓令第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町における人口の増加と若い世代の定住を促進し、再生可能エネルギーの活用と住居関連産業の振興及び魅力あるまちづくりと地域経済の活性化を図るため、予算の範囲内において住宅取得のための費用の一部を補助することについて、最上町補助金等の適正化に関する規則(昭和 47 年最上町規則第 2 号)に定めるものの他、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義については次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 若者世帯 夫若しくは妻のどちらかが 40 歳以下であるか又は 18 歳以下の子どもを有する世帯をいう。但し年齢については、本要綱による補助申請日における年齢をいうものとする。
- (2) 移住世帯 本要綱による補助申請日に町外に住所を有する世帯で、且つ住宅取得後町に転入する世帯をいう。但し、町長が特別の事情があると認める場合は、この定義の限りではない。
- (3) 三世代同居世帯 親、子及び孫等の直系の三世代以上で構成されている世帯及び、申請日から 1 年以内の出生により三世代同居世帯となる世帯又は将来において三世代以上で同居するという意思を証することができる二世代以上の世帯をいう。
- (4) モデルタウン 最上町大字向町地内「最上町若者定住環境モデルタウン」をいう。
- (5) モデル住宅 最上町がモデルタウン内に建築する「最上町版モデル住宅」をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 対象となる事業は、次の各号掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 戸建住宅(店舗併用住宅を含む。以下、「住宅」という。)の新築、またはモデル住宅の購入であること。
- (2) 住宅取得の支援を目的とする他の町補助金の交付を受けていないこと。但し、最上町エコ住宅新增改築支援事業費補助金(平成 22 年訓令 15 号、以下「エコ住宅補助金」という。)については、この限りではない。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、別表に定めるものの他、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 町内に自ら居住する目的をもって住居を新築するか、またはモデル住宅を購入すること。
- (2) 町税、介護保険料及び上下水道料金に滞納がないこと。

(補助の要件及び金額)

第 5 条 補助の区分を基本補助及び加算補助とし、要件及び金額は別表 1 及び別表 2 のとおりとする。ただし、補助対象住宅の立地場所毎の要件及び上限金額は別表 3 の定めるところによる。

(事業計画の認定申請)

第 6 条 第 3 条に規定する事業を行おうとする者は、町長の認定を受けるため、最上町若者定住促進住宅取得支援補助事業計画(変更)認定申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。但し、町長が特別の事情があると認める場合は次に掲げる書類の一

部の提出を第 14 条に規定する実績報告時にすることができるものとする。またモデル住宅購入の場合はこの手続きを省略できるものとする。

- (1) 最上町若者定住促進住宅取得支援補助事業計画書(様式第 2 号)
- (2) 住民票の写し (申請者の記載のあるもの)
- (3) 納税に関する証明書
- (4) 土地の登記事項証明書
- (5) 建築確認申請を伴う場合は、確認済証の写し
- (6) 建築工事見積書
- (7) 建築設計図面
- (8) 別表 2 に定める環境モデル協力補助を申請する場合、申請内容が分かる書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(事業計画の認定)

第 7 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、認定の可否を決定の上、最上町若者定住促進住宅取得支援補助事業計画認定(却下)通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

(認定計画の変更等)

第 8 条 前条の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定を受けた計画(以下「認定計画」という。)を変更しようとするときは、最上町若者定住促進住宅取得支援補助事業計画変更認定申請書(様式第 1 号)を提出し、計画変更認定を申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定の上、最上町若者定住促進住宅取得支援補助事業計画変更認定(却下)通知書(様式第 3 号)により認定事業者に通知するものとする。

(認定計画の中止又は廃止)

第 9 条 認定事業者は、第 7 条の認定通知書を受けた日以後において、認定計画に係る事業を中止し、又は廃止しようとするときは、最上町若者定住促進住宅取得支援補助事業中止(廃止)届(様式第 4 号)を町長に提出しなければならない。

(認定の取り消し)

第 10 条 町長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 7 条の規定による認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、事業計画の認定を受けたとき。
- (2) 認定計画書と異なる建築を行ったとき。
- (3) 町長が第 7 条の認定を通知した日から、3 か月以内に認定計画に係る事業に着手しないとき、又は年度内に施工が完了しないとき。但し、モデルタウン内の新築についてはこの期限を 3 年以内とする。
- (4) 認定計画を変更し、第 3 条に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

(補助金の交付申請)

第 11 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)または、補助金の交付の決定を変更しようとするものは、最上町若者定住促進住宅取得支援補助(変更)交付申請書

(様式第 5 号) を町長に提出しなければならない。但し、この手続きは前 6 条に規定する事業計画の認定申請と同時に行うことができる。なお、モデル住宅購入の場合は、上記に掲げるものの他、住宅の購入契約書の写し及び最上町若者定住促進住宅取得支援補助事業計画書(様式第 2 号)を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 12 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきもの、変更すべきものと認めたときは交付決定または変更交付決定を行い、最上町若者定住促進住宅取得支援補助金(変更)交付決定(取消)通知書(様式第 6 号)により補助申請者に通知するものとする。

(補助金の概算払い)

第 13 条 町長は、必要と認めるときは、補助金の全部または一部を概算払いすることができる。

2 概算払いの額は、補助事業者が補助事業の進捗状況に応じた経費の支払いに当てるため、必要な経費の範囲内とし、事業計画に基づき支払うものとする。ただし、これによりがたい相当な理由がある場合は、この限りでない。

3 補助事業者は概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、概算払い請求書(様式第 7 号)を提出しなければならない

(実績報告)

第 14 条 補助申請者は、前 12 条の規定により交付決定を受けた補助事業が完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日または、事業計画における事業完了年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い方の日までに最上町若者定住促進住宅取得支援補助事業実績報告書(様式第 8 号)に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。但し、モデル住宅購入の場合は、次に掲げる第 1 号及び第 4 号以外の書類提出を省略できるものとし、別途モデル住宅購入の支払いが確認できる書類を添付するものとする。

- (1) 最上町若者定住促進住宅取得支援補助事業実績報告書(様式第 8 号の 2)
- (2) 建築工事請負契約書の写し
- (3) 完成後の住宅の写真
- (4) 住宅の登記事項証明書(登記済の場合)
- (5) 建築基準法第 7 条第 5 項の検査済証の写し
- (6) 住民票の写し(別表 1 に定める若者世帯補助又は、別表 2 に定める三世代同居補助を申請する場合は、世帯全員の記載のあるもの。左記以外の場合は、申請者の記載のあるもの)
- (7) 別表 2 に定める環境モデル協力補助を受けようとする場合、内容を証明する書類

(補助金の額の確定)

第 15 条 町長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係わる補助金の交付決定の内容及びこれに対して付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定した上、最上町若者定住促進住宅取得支援補助金確定通知書(様式第 9 号)により補助申請者に対して通知するものとする。

(補助金の請求)

第 16 条 前条の規定による通知を受けた補助申請者は、速やかに最上町若者定住促進住宅取得支

援補助金請求書(様式第 10 号)により町長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けた日から 30 日以内に補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

(是正のための処置)

第17条 町長は、補助事業の完了の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに対して付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業につきこれに適合させるための処置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることがある。

2 第14条の規定は、前項による命令に従って行う補助事業について準用する。

(決定の取消)

第18条 町長は、補助事業者が第10条1項の各号のいずれかに該当することが判明したとき、若しくは補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この規則に基づく町長の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 第12条の規定は、第1項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第19条 町長は、補助金の決定を取り消した場合において補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 町長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合においてすでにその額をこえる補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約金)

第20条 補助事業者等が補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、違約金を納付しなければならない。但し、違約金の算出については、最上町財務規則(昭和58年4月1日規則第1号)の規定によるものとする。

2 町長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者の申請により違約金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第21条 町長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し又は当該補助金等と未納額等とを相殺することができる。

(帳簿の備付等)

第22条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管しておかなければならない。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則(平成28年4月1日 訓令第18号)

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則(平成30年4月1日訓令第23号)

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

別表1(第5条関係)

基本補助		補助対象	補助金額
1	若者世帯補助	住宅を新築する若者世帯	500,000 円
2	地域熱供給システム接続補助	モデルタウンにおける木質バイオマスによる地域熱供給システムを利用した給湯・暖房システムを住宅に接続する世帯で且つ町へ上記システムのエネルギー使用量等の報告が可能な世帯	1,000,000 円
3	モデル住宅購入補助	モデルタウンにおけるモデル住宅を購入する場合。	500,000 円

別表2(第5条関係)

加算補助		補助対象	補助金額
1	移住世帯補助	移住世帯	500,000 円
2	視察受入れ補助	町が行うモデルタウンにおける最上町版木造エコ住宅及び地域熱供給システムの利用等の視察受入への協力を行う世帯	500,000 円
3	三世代同居補助	三世代同居世帯	500,000 円
4	環境モデル協力補助	「最上町スマートコミュニティ構想」(平成25年3月策定)推進を図るため、「建築物のエネルギー消費性能に関する法律(平成27年法律第53号)」で示される基準(以下、「平成28年度省エネ基準」という。)等に則った住宅の新築で、完成した住宅が建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(H28年国土交通省告示第489号)に則り、平成28年度省エネ基準に適合する旨の第三者認証が得られている住宅であるか、または上記と同等の省エネ性能を有すると認められる住宅であること。	1,000,000 円

別表3(第5条関係)

補助対象	補助要件	上限金額
モデルタウン内の住宅新築 (モデル住宅購入以外)	別表 1 に掲げる基本補助 1 及び 2 の補助対象とな る世帯	加算補助の上限を 1,000,000 円とする。
モデルタウン内のモデル住 宅購入	別表 1 に掲げる基本補助 1～3 全ての補助対象とな る世帯	加算補助の上限を 500,000 円とする。
モデルタウン外の住宅新築	別表 1 に掲げる基本補助 1 の補助対象となる世帯 又は別表 2 に掲げる加算 補助の対象となる世帯	基本補助及び加算補助の合 算額の上限を 1,500,000 円 とする。